特　記　仕　様　書

Ⅰ．工事概要

１．工 事 名　　鹿児島市交通局南港入口２号踏切保安設備更新工事
２．工事場所　　南港入口２号（南鹿児島駅前電停～二軒茶屋電停間）
３．工　　期　　令和９年　９月　１０日までとする。

Ⅱ．一般事項

（総則）

１．本工事は、公共事業であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱及びその他関係諸法令を遵守し、災害及び事故の防止並びに環境の保全に努めること。

２．本工事の施工において、関連法令により資格が必要な作業については有資格者が行うこと。

３．本工事の関連工事に従事する別契約の受注者とは、関連の工程・段取り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工すること。

（１）本踏切は南港入口２号踏切道であり、ＪＲとの共用踏切道であることから、施工にあたってはＪＲとの協議及び打合せを密に行い、工程、施工方法、安全対策等について十分調整のうえ実施すること。

（２）渡り線その他分岐器更換事業に伴う軌道工事（その６）を同時に施工することから、当該工事関係者と打合せ及び協議を密に行い、相互に支障をきたすことがないよう十分協力し施工すること。

４．安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。

５．本工事の施工に当たっては、地場産業育成の見地に立ってでき得る限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。

６．元請業者は、下請業者の施工能力の向上・雇用管理・労働安全管理等の措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行い、両者の合理的な関係の確立に努めること。

７．建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅延なく（遅くても下請工事の着手まで

に）提出すること。また、施工体系台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

８．工事を施工するために、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅延なく（遅くても下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

９．本工事の施工業者は、建設業退職金共済制度の趣旨をふまえ、この制度の活用に努めること。

10. 建設業法第２６条及び同施行令第２７条に規定する監理技術者については、指定建設業管理技術者資格証の交付を受けたものを選任し、その工事現場の専任とするものとする。

11. 受注者は、工事請負代金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後１０日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後１０日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。
また、登録完了後は（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

12. 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。

13. 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。

14. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告し、適切に対応すること。

（工事施工）

15. 工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び通行人への危険防止に万全の注意を払うとともに、昼夜間を問わず、十分なる安全対

策を行い、事故の皆無を期すること。また、工事現場周辺の側溝、その他の公共物を土砂やモルタル等の残材等で埋没させないよう特に注意すること。埋没させた場合は速やかに受注者の負担で復旧すること。

16. 本工事の施工現場の詰め所等においては、火気責任者を定め、火気の取り扱いには十分注意すること。（下請業者への指導を含む。）

17. 本工事の施工に当たって、支障物件を発見し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これに要する費用は受注者の負担とする。

（火災保険等）

18. 請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの（保険証券等）の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満２１日間（２４時まで）とする。

・火災保険等（工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等に生じる損害を填補）
・請負業者賠償責任保険（工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補）

保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。

（前払金・中間前金払（請負代金額１００万円以上の場合））

19. 前金払いについては次のとおりとする。

（１）年度内に完成する工事は、契約時において中間前払金か部分払かのいずれかを選択すること。なお、契約に当たり部分払をすることを選択した場合は、中間前金払は行わない。

（２）中間前金払を受けるための要件（全て満たすこと）

ア　請負金額の１０分の４の前金払がなされていること。

イ　工期の２分の１を経過していること。

ウ　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされる当該工事に係る作業が行われていること。

エ　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

（路上工事の一時中止について）

20.「鹿児島県域の路上工事縮減に関する計画行動」に基づき、路上工事を原則一時中止するものとする。（ゴールデンウイーク、お盆、年末年始）なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。

（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

21. 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた

場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(環境基本計画)

22. 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。

23. 本工事に使用する建設機械については、原則として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第１０条第１項に基づく「鹿児島県環境物品等調達推進方針」に適合するものを使用すること。

24. 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第１０条第１項に基づく「鹿児島県環境物品等調達推進方針」適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。

25. 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。

26. 工事に伴い発生する廃棄物については、缶、ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を搬出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。

(低騒音建設機械の使用の原則化)

27. 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和６２年３月３０日建設省経機発５８号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成９年建設省告示第１５３６号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

28. 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第１０条第３項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

（１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（２）工事請負契約書第２０条により工事が一時中止されている期間

（３）工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場

内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

（4）前各号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

29. 上記 28 の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

（現場代理人の兼任）

30. 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（2）、（4）、（5）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

（1）兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額が４，５００万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が４，５００万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。

（2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。

（3）兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間以内であること。

（4）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

（5）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。また、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

31. 現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等変更通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

32. 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（ダンプトラック等による過積載等の防止について）

33. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

34. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

35. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者の利益を不当に害することがないようにすること。

36. さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。

37. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

38. 33 項から 37 項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(建設副産物)

39. 共通事項

（1）発生材の処理

ア.引渡しを要するもの

・ 有（ ） ⊙ 無し

イ.廃棄処分するもの

⊙ 有 ・ 無し

ウ.再利用又は再資源化を図るもの

⊙ 有（ ） ・ 無し

（2）建設副産物の処理における、運搬及びその処理費用は本工事費に含む。

（3）建設副産物は、再生処理又は再資源化することを原則とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領（鹿児島市）」を遵守するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムにより適正処理を行うこと。また、建設廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、契約書及び許可証の写しを監督員に提出すること。

（4）受入機関の事業所名等がわかる看板を背景に、建設廃棄物の処分状況等が確認できる写真（車両に積載された状態）の撮影を行い、工事写真帳へ貼付すること。ただし、処分場内での荷下ろし状況については監督員の指示による。

（5）建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）または国土交通省ホームページ掲載の様式により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画

書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。

（6）建設副産物の処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。

（7）建設副産物のうち、有効利用できるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材は再資源化するものとし、許可を受けた再資源化施設へ搬出すること。また、管球についても再資源化に努めること。

（8）再生処理又は再資源化できない建設副産物は、許可を受けた最終処分場及び中間処理場へ搬出すること。また、焼却施設及び最終処分場に搬入する際に産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

（9）産業廃棄物を収集又は運搬する際に、産業廃棄物運搬許可業者に委託せずに自己運搬する場合は、運搬車の車体の両側面に５ｃｍ以上の文字で「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」及び３ｃｍ以上の文字で「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物を収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。
　なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく表示規定によること。

建設副産物取扱

建設副産物	対象例	具体的処理方法	伝票等	写真その他
１建設発生土	残土 〃	場内敷きならし 許可場へ搬出	 ※１	※４ ※５ ※５ ※６
２有価物	銅線くず（電線等)、鉄くず 変圧器、絶縁油、蓄電池	再生処理施設へ 有価物として売却	※１	※６
３建設廃棄物 (特定建設資材)	コンクリート塊 アスファルト塊 建設発生木材	再資源化施設へ搬出	※２ ※３ 〃 〃	※５ ※６ 〃 〃
４建設廃棄物 (上記以外)	金属くず 廃プラスチック ガラスくず、ゴムくず 木くず、廃油 その他場内で発生した産廃	許可処分場で廃棄処分	※２ 〃 〃 〃 〃	 ※６
	蛍光灯管球	許可処理業者へ搬出	※２	※６

	水銀灯管球		〃	
	PCB 入機器	事業課へ引渡し		※７

※１ ： 計量伝票または受領書等の写しを提出する。
※２ ： マニュフェスト伝票のＥ票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を提出する。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、Ｅ票が処分業者より返送されていない場合は、Ａ、Ｂ２、Ｄ票のうち直近に返送されたものの写しを提出すること。
ただし、この場合においても、最終処分が完了し、Ｅ票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。
電子マニフェストの場合は、受渡確認票の写しを提出すること。

※３ ： Ｅ票記載の最終処分場は再資源化施設であること。
※４ ： 敷きならし状況の写真を撮影する。
※５ ： 再資源利用促進計画書（計画、実績）を提出する。
※６ ： 処分場又は再資源化施設への搬入状況や許可内容を示す看板を撮影する。
※７ ： 引き渡し状況の写真を撮影する。

Ⅲ．工事仕様

１．一般事項

（適用）

（１）本特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

（２）すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとし、これにより難しい場合は「疑義に対する協議等」により手続きによる。

ア　設計図書等に関する質疑応答書
イ　特記仕様書
ウ　図面
エ　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年度版　及び
　　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年度版（改修及び修繕に限る）　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
オ　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和７年度版
　　（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

※なお、本書では以降、上記のエは「仕様書」、オは「標準図」と略称する。

（遵守事項）

工事は、電気設備技術基準、内線規定、電力会社の規定、並びに軌道建設規定、鹿児島市交通局各保守心得等に従い施工する。なお、図面その他が諸規定と相違する場合は、監督員の指示による。

（検査）

工事完成後、本市の完成検査に合格することはもちろんのこと、関係官公署等の検査に合格しなければならない。

２．共通事項

総則

(工事用電力・水・その他)

本工事に必要な工業用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。

(工事写真)

国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック　電気設備工事編」（令和５年版）による。

上記の写真に加え、業務報告用写真として着工前と完成時（出来高時）を監督員へ２部提出（両面印刷）すること。

３．工事関係書類

(施工計画)

（１）工事の着手に先立ち、施工体制、施工方法（主な使用機械・器具を含む)、品質計画、工程表及び安全対策等を記載した施工計画書を提出し、承諾を受けること。

（２）指示を受けた場合には、工程表の補足として週間または月間工程表等を作成し、監督員に提出すること。

（３）施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合には、再提出し承認を受けること。

(施工図等)

（１）施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、承諾を受けること。ただし、あらかじめ承諾を受けた場合にはこの限りでない。

（２）施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まりなどについて十分検討すること。

（３）施工図等の内容を変更する場合には、再提出し承諾を受けること。

(工事の記録)

（１）協議した結果について記録し整備すること。

（２）工事の施工に際し、試験を行った場合には、直ちに記録を作成すること。

（３）次のアからウのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備すること。

ア　工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能または容易でない部分の施工を行う場合

イ　施工の適切なことを証明する必要があるとして指示を受けた場合

ウ　設計図書に定められた施工の確認を行った場合

（4）（1）から（3）の記録について、監督員より請求されたときは、提出または提示すること。

4．工事現場管理

(施工管理)

（1）設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行うこと。

（2）工事の施工に携わる作業員に工事関係図書および指示を受けた内容を周知徹底すること。

(作業責任者)

受注者等が工事を施工する場合は、当該工事の作業単位ごとに作業責任者を工事現場に配置して作業を行うこと。

(品質管理)

（1）施工計画書による品質計画に基づき、適切な時期に指導、確認、試験等必要な作業を行うこと。

（2）必要に応じて、監督員の検査を受けること。

（3）試験または検査の結果、疑念が生じた場合は協議すること。

(施工中の安全確保)

（1）建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害および事故の防止に努めること。

（2）同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同号に基づく必要な処置を講ずること。

（3）工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上および地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。ただし、これにより難い場合は協議すること。

（4）火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずること。

（5）資材等の搬送計画並びに通行経路の選定その他の車両の通行に関する事項について関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行うこと。

（6）工事施工にあたっての近隣等との折衝は次によること。また、その経過について記録し、遅延なく監督員に報告すること。

ア　地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督員に報告すること。

イ　工事に関して、第三者から説明の要求または苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応すること。

(事故等の報告)

受注者等は、工事の施工中に事故および災害が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、指示する期日までに事故報告書を提出すること。

(養生)

既設施設部分、工事目的物の施工済み部分等について。汚損または損傷しないよう適切な養生を行うこと。

(後片付け)

工事の竣工に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行うこと。

５．機器および材料

(機材の頻出等)

（1）工事に使用する機材は、設計図書に定める頻出および性能を有する新品とすること。

（2）使用する機材が設計図書に定める品質および性能を有することの証明となる資料を監督員に提出すること。ただし、ＪＩＳ（日本工業規格）に適合するものであることを示す表示のある機材を使用する場合およびあらかじめ承諾を受けた場合には、資料の提出を省略することができる。

(機材の搬入)

機材の搬入ごとに監督員に報告すること。ただし、あらかじめ承諾を受けた場合は、この限りでない。

(機材の検査等)

現場に搬入した機材は、監督員の検査を受けること。ただし、あらかじめ承諾を受けた場合は、この限りでない。

(機材の検査に伴う試験)

（1）試験は次の場合に行うこと。

ア　設計図書に定められた場合。

イ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

（2）試験方法はＪＩＳ（日本工業規格)、ＪＥＣ（電気学会電気規格調査会標準規格)、ＪＥＭ（日本電機工業会標準規格）等に定めのある場合はそれによること。

（3）試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出すること。

(資材の保管)

（1）現場に搬入した機材は、工事に支障のない場所および周囲環境を考慮した適切な場所に保管すること。

（2）現場に搬入した機材は、工事に使用するまで変質、盗難等がないように保管するこ

と。

６．施工

(施工)

施工は、設計図書並びに承諾を受けた、施工計画書および施工図等に従って行うこと。

(施工の検査等)

設計図書に定められた場合、または指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受けること。

(施工の検査に伴う試験)

（１）試験は次の場合に行うこと。

ア　設計図書に定められた場合。

イ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

（２）試験が完了したときは、その試験成績書を監督員に提出すること。

(施工の立会い等)

設計図書に定められている場合および指示を受けた場合の施工は、監督員の立会いを受けること。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について指示を受けること。

(工法等の提案)

設計図書に定められた工法以外で、所要の品質および性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法等の提案がある場合は協議すること。

(履行報告)

工事の履行状況について、毎月末日までに書面をもって報告すること。

(支給材料)

・制御器２形（ﾓﾆﾀﾕﾆｯﾄ付）	１台
・制御器用入出力ｹｰﾌﾞﾙ	１台
・反射器　Ａ形（鏡式）	２台
・障検受光器　Ａ形	３台
・障検発光器　Ａ形	３台
・踏切故障検出器	２台
・踏切遮断機	２台
・定電圧整流器（20A）	１台
・定電圧整流器（10A）	１台

支給された機器の保管および運搬については、十分注意して取扱うこと。

７．完成

(完成時の提出書類)

工事が完成したときは、完成図書を作成し監督員に提出すること。

(完成図書)

（１） 工事完成時における設備、工作物の現状が明確に記載された図面とするほか、必要により監督員が指示した施工記録（写真）等とする。

（２） 主な工事材料の完成図、試験成績書、取扱い説明書等とする。

(電子納品)

（１） 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
ここでいう電子成果品とは、「鹿児島市電子納品運用ガイドライン（案）【建築・設備編】（以下、ガイドラインという。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す

（２） ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で正本１部、副本１部の計２部提出する。電子化しない成果物については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果物の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

（３） 発注者と協議のうえ、必要に応じて従来どおり紙納品を行うものとする。